

〔資料1〕

委 託 業 務 仕 様 書

業 務 名 : 屋久島町都市計画のあり方検討業務委託
対象区域 : 屋久島町宮之浦地内外
業務内容 : 都市計画区域見直しに係る検討業務 3,844ha
履行期間 : 契約締結日から令和7年3月21日まで

第 1 章 総 則

第1条 【適用及び定義】

本特記仕様書は、屋久島町（以下「甲」という。）が令和6年度に実施する「屋久島町都市計画のあり方検討業務」（以下「本業務」という。）に関して、受託者（以下「乙」という。）が遵守しなければならない仕様を定めるものである。

第2条 【目 的】

屋久島町では、屋久都市計画（昭和33年策定）および上屋久都市計画（昭和36年策定）の2つの都市計画を基にまちづくりを行っているが、新たな課題や今後予想される社会・経済構造の変化等に対応し、持続可能で災害に強いまちづくりを実現するため、令和7年度以降に都市計画マスタープランおよび立地適正化計画の策定、都市計画区域マスタープランおよび都市計画の見直しを予定している。

本業務は上記の事前準備として、令和3年度に実施した都市計画基礎調査の補足を実施し、屋久島町における都市状況や近年の社会情勢を踏まえ、都市計画における課題を客観的に分析し、都市計画区域の変更に係る具体的な方向性を定めるために、専門的な知見をもって必要な支援を行うものである。

第3条 【対象区域】

本業務の対象区域は下記のとおりとする。

上屋久・屋久都市計画区域面積	2,277ha	
区域拡大検討区域	1,567ha	合計 3,844ha

第4条 【準拠する法令等】

本業務は、委託契約書、本仕様書によるほか、都市計画法等の関係法令に基づき実施するものとする。

第5条 【業務の指示及び調査職員】

「乙」は、本業務の施行するにあたり、当該契約に基づき「甲」が定める調査職員と常に緊密な連絡をとり、その指示及び監督に従わなければならない。

第6条 【提出書類】

「乙」は、業務の契約締結後、速やかに「甲」と打合せを行い、次に掲げる事項を明確に記載した実施計画書を「甲」に提出し、「甲」の承認を得るものとする。

また、契約後に生じた変更事項についても同様とする。

- (1) 着手届
- (2) 工程表
- (3) 業務計画書
- (4) 管理技術者、担当技術者、照査技術者届（経歴書含む）
- (5) その他「甲」が必要と認める書類

また、実施計画書に基づいた工程管理を行うと共に業務期間中は打合せ記録簿の提出・進捗状況を随時文書報告するものとする。

第7条 【疑義】

本仕様書及び準拠法令等に記載の無き事項及び疑義が生じた場合は、「甲」「乙」協議の上、「乙」は「甲」の指示に従い業務を遂行するものとする。

第8条 【貸与資料】

本業務を実施するにあたり、「甲」が所有する資料で本業務上必要なものは速やかに「乙」に貸与する。なお、「乙」はその都度借用書を「甲」に提出し、作業終了後は責任をもって速やかに返納しなければならない。この場合、「乙」は、責任をもってこれを管理し、汚損、被害等の無いよう取扱には万全の注意を払うこと。

また、貸与された資料については、その重要性を認識し、取扱い及び保管を慎重に行い、他の業務に使用しないものとする。

第9条 【土地の立入】

「乙」は、本業務の実施にあたり国有・公有または私有の土地に立ち入る場合、また、宅地、垣・柵等で囲まれた土地に立ち入る場合は、事前にその占有者の了解を得るなどして、迷惑・紛争の起こらないように十分注意して立ち入るものとする。

また、「甲」の発行する身分証明書（測量法第15条に基づくもの）を常に携帯すること。

第10条 【技術者経歴書】

「乙」は、業務に従事させようとする技術者氏名、年齢、経歴及び資格を証明する書類並びに職務分担等を記載した書類を事前に「甲」に提出し、承認を受けなければならない。

第11条 【管理技術者及び照査技術者】

「乙」が選任する担当技術者は都市計画関連業務に精通した実務経験豊かなものとする。

また、管理技術者および照査技術者は、技術士（総合技術監理部門の建設一都市及び地方計画）、技術士（建設部門の都市及び地方計画）又はこれと同等の能力と経験を有する技術者、あるいはRCCM（都市計画及び地方計画）の資格を有する技術者とする。

第12条 【関係官庁との交渉】

「乙」は、本業務遂行中に関係者または関係官庁と折衝を必要とする事項が生じた場合は、速やかに「甲」に報告をおこない、「甲」の指示を受けるものとする。

また、関係機関に資料請求する場合、申請書（案）を「甲」に提出し、「甲」の承認を受け、申請すること。

第13条 【紛争の回避】

本業務で現地に立ち入る場合には特に言動に注意し、住民とのトラブルを起こすことがないよう慎重な態度で業務遂行に当らなければならない。

第14条 【損害賠償】

本業務中、第三者に損害を与えた場合は、直ちに「甲」にその状況及び内容を報告するとともに全て「乙」が責任をもって処理するものとする。この場合、修復に要した費用または経費については「乙」の負担とする。

第15条 【機密の保持】

「乙」は本業務により知り得た情報及び成果品等を、「甲」の承認を受けずに複写・公表・貸与又は利用することはできないこととする。また、機密情報等の取り扱いについては、別記「機密情報等取扱特記事項」を遵守しなければならない。

第16条 【安全管理】

「乙」は各作業員に関係法規を常に遵守させ、安全管理に努めなければならない。
また、作業実施中に事故が発生した場合には、速やかに事故発生の原因、経過、被害状況等の内容を「甲」に報告するとともに、「乙」の責任において、この処理対策にあたらなければならないものとする。

第17条 【再委託の禁止】

「乙」は、受託業務の全部又は、一部を第三者に委託、又は請け負わせてはならない。
ただし、特別な理由がある場合で、あらかじめ「甲」の承認を受けたときはこの限りではない。
2 「乙」は、前項ただし書きの規程により、あらかじめ「甲」の承認を受けるときには、第三者と契約書等に個人情報の保護に必要な書類を明記し、「甲」にその契約書の写しを提出するものとする。

第18条 【打合せ協議】

本業務の実施期間中において、「乙」は「甲」と緊密な連絡を保ち作業を遂行するとともに、「乙」はその都度別に定める「打合せ記録簿」を作成し「甲」に提出するものとする。

第19条 【成果品の帰属】

本業務において作成された成果品の著作権はすべて「甲」に帰属し、「甲」の許諾なくして使用・貸与等をしてはならない。また、第三者に供してはならない。

第20条 【成果品の瑕疵】

成果品納入後、成果品に瑕疵が発見された場合、速やかに「甲」の指示に従い適切な処理を施すと共に、本件に要する費用はすべて「乙」の負担とする。

第21条 【著作権の帰属】

本業務において、使用又は作成した資料及びデータ等の成果品についての一切の著作権は、「甲」に帰属するものとし、「乙」は、「甲」の許諾なく使用・転用してはならない。

第22条 【設計変更】

本業務完了後、または業務途中で使用内容に著しい変更が生じたときは、「甲」「乙」協議の上、変更契約を行うものとするが、軽微な数量の増減に対しては、契約変更の対象としない。

第 2 章 業 務 概 要

第23条 【業務概要】

本業務における作業概要は、次のとおりとする。

(1) 計画準備 一式

本業務の実施にあたり、作業全般にわたる具体的な作業方法及び作業工程等の作業計画の立案や必要資料の収集・整理などを行う。

(2) 都市計画基礎調査の補足 601ha

都市計画区域の拡大を検討する区域の内、基礎調査が未実施の地区において、判断材料となる最小限の項目について簡易的な基礎調査を実施する。

調査方法及びとりまとめについては、「令和5年度都市計画基礎調査実施仕様書（鹿児島県土木部都市計画課）」「都市計画基礎調査実施要領（令和5年6月 国土交通省都市局）」を参考に調査を行うものとする。

作業項目および整理する項目は以下とする。

- ①資料収集整理
- ②土地利用現況調査
- ③建物利用現況調査
- ④開発動向調査（宅地開発状況・農地転用・新築着工）

なお、基礎調査補足の調査区域は下記のとおりである。

都 市	行政区域		都市計画区域		区域拡大検討区域				用途 地域 (ha)
			令和3年度基礎調査実施区域		基礎調査 補足区域				
			大字宮之浦, 楠川 大字安房		大字小瀬田		大字船行		
面積 (ha)	人口 (人)	面積 (ha)	人口 (人)	面積 (ha)	人口 (人)	面積 (ha)	人口 (人)		
屋久島町	54,048	11,858	2,277	6,087	966	749	601	433	—

※人口は、令和2年国勢調査結果

※【都市計画区域】上屋久都市計画区域（大字宮之浦，大字楠川）

屋久都市計画区域（大字安房）

【令和3年度基礎調査実施区域】大字宮之浦，大字楠川，大字安房，大字小瀬田

(3) 上位・関連計画の整理

鹿児島県の都市計画に関する基本方針、現行の屋久・上屋久都市計画区域マスタープラン、屋久島町第二次振興計画など、都市計画区域の根本となる上位・関連計画を整理する。併せて、各種都市政策・プロジェクト等の動向について整理する。

(4) 都市計画のあり方検討

①都市の現状把握

都市計画区域の定義にある「都市の広がり・一体性」について確認することや、都市計画区域を指定することの「必要性」について確認することを主眼に置き、以下の項目について「都市計画基礎調査」結果を用いて都市の現状を整理する。

- ア 人口・産業の動向
土地需要の基本となる人口・産業の現状及び将来の見通しを整理する。
人口の現状把握については、令和２年度国勢調査結果に基づく整理を行う。
- イ 地形等の自然的条件
地形勾配や河川流下状況等から、都市計画区域内・外の一体性を確認する。
- ウ 社会的・行政的な区域状況
事務の共同処理状況、公共施設の所管区域の状況等から、都市計画区域内・外の一体性を確認する。
- エ 道路・交通状況
幹線道路や公共交通の配置状況及び将来の整備の方向性から、都市計画区域内・外の一体性を確認する。
- オ 日常生活圏の状況
通勤・通学や購買の状況から、都市計画区域内・外の一体性を確認する。
- カ 各種法令による開発コントロール状況
都市計画法、農振法、森林法等の各種法令による土地利用規制状況を整理する。
特に、都市計画法については、都市計画区域内・外の制限の違いを明確化する。
- キ 開発動向
農地転用及び建築着工等から開発動向を整理する。これらは、都市計画区域を指定することの必要性に大きく関係するものであるため、特に、都市計画区域内・外の状況比較に留意する。
- ク 都市基盤整備等の状況
下水道、街路、公園等の都市基盤について、都市計画区域内・外での施設整備状況の違いを整理する。

②課題抽出

開発動向をはじめ様々な状況を踏まえた上で、現状における開発・土地利用コントロール上の問題点や、将来に向けた検討課題を整理する。

③都市計画再編方針検討

上記①②や上位関連計画を踏まえ、計画見直し方針を作成するとともに、見直しに向けた基本的な考え方を整理する。

④都市計画見直しへ向けた問題点の整理

屋久島町における都市計画区域再編へ向けた問題点を整理する。

(5) 関係機関協議資料作成

都市計画の見直しに向けて、県との協議資料を作成する。

- ①県都市計画課との下・事前協議・調整の実施
- ②協議に伴う資料の作成

第 3 章 打合せ協議

第24条 【打合せ協議】

業務を円滑に遂行するため、次の段階で打ち合せをするものとする。

- (1) 業務着手時 1回
- (2) 中間打合せ 3回
- (3) 成果品納入時 1回

第 4 章 検査及び訂正

第25条 【検査及び訂正】

「乙」は、本業務終了後に完成検査を受け、不備な箇所、指摘事項については、直ちに再測、修正を行わなければならない。

また、成果品納入後といえども誤りが発見された時は、再調査を行い、速やかにこれを訂正の上「甲」の指定する期日までに納入しなければならない。

なお、これに要する費用は、全て「乙」の負担とする。

第 5 章 成果品及び納入場所

第26条 【成果品】

本業務における成果品は、下記のとおりとする。

- | | |
|----------------------------------|-----|
| (1) 都市計画区域見直し検討業務 報告書 (A 4 版) | 1 部 |
| (2) 業務カルテ | 1 式 |
| (3) 電子成果品 (電子記憶媒体 : 正 1 部、副 1 部) | 2 部 |
| (4) 打合せ協議記録簿 | 1 式 |
| (5) その他「甲」が必要と認める作業資料 | 1 式 |

第27条 【電子納品】

電子納品レベル及び成果品の電子化の範囲については、事前協議を行い決定するものとする。

また、電子成果品を提出する際は、鹿児島県の公開する電子納品チェックソフトによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウィルス対策を実施した上で提出すること。

第28条 【納入場所】

成果品の納入場所は、屋久島町 建設課とする。

別記

機密情報等取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 乙は、機密情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、機密情報等の取扱いを適正に行なわなければならない。

2 機密情報とは、甲が乙に対して提供する情報及びこの契約による業務に関して乙が知ることになった甲に関連する情報のうち、業務上、技術上、財産上、その他性質の如何に拘らず有益な情報及び秘密とされるべき情報をいう。

3 機密情報等とは、前項に個人情報を加えたものであり、個人情報とは特定の個人が識別され得るものをいう。

(秘密の保持)

第2条 乙は、この契約による業務に関して知り得た機密情報等の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 乙は、この業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、この契約による業務に関して知り得た機密情報等の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと、その他機密情報等の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

(保有の制限等)

第3条 乙は、この契約による業務を行うために機密情報等を保有するときは、その業務の目的を明確にするとともに、業務の目的の達成に必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行なわなければならない。

2 乙は、この契約による業務を処理するために特定の個人から直接書面に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、業務の目的を明示しなければならない。

(適正管理)

第4条 乙は、この契約による業務に関して知り得た機密情報等の漏えい、滅失又はき損の防止その他の機密情報等の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(利用及び提供の制限)

第5条 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た機密情報等を契約の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6条 乙は、甲の承認があるときを除き、この契約による業務を処理するために甲から引き渡された機密情報等が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止又は制限)

第7条 乙は、甲の承認があるときを除き、この契約による機密情報等を取り扱う業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

- 2 乙は、前項の規定により機密情報等を取り扱う業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせるときは、当該第三者に対し、この契約に規定する機密情報等の保護に関する事項を遵守させるよう措置しなければならない。

(資料等の返還)

第8条 乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は自らが収集し若しくは作成した機密情報等が記録された資料等は、業務完了後又は契約終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(事故報告)

第9条 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(実地調査)

第10条 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている機密情報等の状況について、随時、実地に調査することができる。

(指示)

第11条 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている機密情報等について、その取扱いが不相当と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。

(契約解除及び損害賠償)

第12条 甲は、乙がこの機密情報等取扱特記事項の内容に違反していると認めたときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができる。